

教宣 せぶん

カミカゼ

前号で「私たちの地位確認訴訟は予防訴訟である」と記しましたが、実は最近の「国歌・国旗起立斉唱強制は違憲・違法」の判決も予防訴訟の理論を認定しています。「違憲判決」は「職務命令が違法であった場合に侵害を受ける権利は、思想良心の自由等の精神的権利にかかわる権利であるから、権利侵害があった後に、処分取り消し請求、慰謝料請求ができるとしても、そもそも事後的救済にはなじみにくい権利であるということが出来るうえ、その侵害の程度も看過し難いものである」として、事案が発生する事前に、権利侵害を予防するとした原告の主張を全面的に肯定した判決になっています。私たちの訴訟も当然のことながら、解雇など「権利侵害があった後に、処分取り消し請求、慰謝料請求ができるとしても、そもそも事後的救済にはなじみにくい」と言え、この判決の理論とわれわれの訴訟理論は同じ理論です。9月20日に行われた進行協議のなかで、会社側弁護士は「権利侵害が発生していない時点で、裁判所がどう判断されるかはみものだ。私の30年の弁護士生活で初体験だ」と発言したようですが、直近の裁判で、それも同じ裁判官から予防訴訟の理論を認定する判例が出たことになり、会社側弁護士のこの発言が非常に空虚なものになってしまったと感じます。今回の「国歌・国旗起立斉唱強制は違憲・違法」の判決は、中味もさることながら「予防訴訟」という意味でも画期的な判決だと言えますし、私たちの訴訟に「勇気」と「光明」を与えてくれる判決です。

もちろん裁判は「ミズモノ」ですし、この訴訟が簡単に勝てる訴訟だとは思いませんが、さりとて追い風が吹いていることには違いありません。目的を達成するために一生懸命になっている者、汗を流している者、必死に研究している者たちに、「神風」や「追い風」が吹くことは珍しくありません。目的を成就するためにさらなる努力を積み重ねていきましょう。